# 会 議 録

	云	
会議の名称	第5回総合計画及び地域創生戦略委員会	
開催日時	令和2年8月31日(月)14時00分~16時00分	
開催場所	宍粟市役所本庁舎 401・402・403 会議室	
議長(委員長・会長) 氏 名	林 昌彦	
委員 氏 名	(出席者) (欠席者) (欠席者) 大坪津義、小林由佳子、秋山裕美、田中一成、坂本幸子、円増万司、 春名文子、西山大作、本條 昇、	
事務局氏名	企画総務部:砂町次長 企画総務部地域創生課:西嶋課長、清水係長、前田係長、白畑主査、 朱山主査 健康福祉部:三木次長、安井次長兼社会福祉課長 健康福祉部高年福祉課:有元課長 健康福祉部障害福祉課:小椋課長 健康福祉部福祉相談課:樽本課長 健康福祉部保健福祉課:平尾課長 市民生活部:中尾次長兼市民課長	
傍聴人数	1名	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理由	(非公開の理由) 公開・非公開	
決定事項	(議題及び決定事項) (1)第2次総合計画基本構想等の期間延長に係る答申書について 【資料①】 (2)前回結果のフィードバックについて【資料②】 (3)計画(基本目標と基本方針)の具体的内容について ①地域福祉の充実【資料③-1、③-2】 ②高齢者福祉の充実【資料④】 ③障がい福祉の充実【資料④】 ④問がい福祉の充実【資料⑤】 (その他) (1)第6回宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会の開催日について	
会議経過	別紙のとおり	
会議資料等	別紙のとおり	
議事録の確認 (記名押印)	(委員長等) <u>林 昌彦 委員長 (確認日9月15日)</u>	

# (会議の経過)

会議の経過)発言者	議題・発言内容
	■開会
	■あいさつ
委員長	大変暑い中、お集まりいただきありがとうございます。次第の3つ目の
	福祉分野の協議がメインになります。よろしくお願いします。
	■協議事項
委員長	協議事項をご覧ください。(1)「第2次総合計画基本構想等の期間延長
	に係る答申書について」は、前回、市長さんから現行の基本構想等一年延
	長について諮問があり、前回の議論では、延長はやむを得ないと判断し、 現在議論している後期基本計画及び第2次戦略についてしっかり時間をと
	切住職冊している後期屋本計画及び第2次報略についてしらがり時間をとしって検討することを確認しました。資料①の答申書案の内容は、「慎重に審
	議した結果、適当と認めましたので答申します」となっており、委員名簿、
	協議経過の資料を一括して答申書となります。委員の皆さん、この内容で
	よろしいでしょうか。
	異議なし
委員長	1年間延長することに伴い、各指標の目標値をどうするかについて、事
	前に送られてきた資料は空白の箇所もあります。本日、それを補った資料
	が追加されています。答申の添付資料として、併せて市長さんにお返しす
	ることになります。それに該当する、当日配付資料①の説明をお願いしました。
	す。
	   (1)第2次総合計画基本構想等の期間延長に係る答申書について【当日
	配布資料①】
事務局	(各指標の目標値設定について、当日配布資料①に基づき説明)
1:4/4/17	
委員長	前回、方向性は確認していただきました。既存の指標は大きく見直さず、
	見直しは次期計画策定の議論の中で行います。ただし、既に目標達成して
	いるものは見直し作業をお願いしており、その結果が報告されたとおりで
	す。ご了承いただけますでしょうか。
	田光(人)
	異議なし

委員長

ありがとうございます。答申の添付資料として、市長さんにお返しする こととします。

協議事項(2)「前回結果のフィードバックについて」です。前回の委員会での意見と、委員会後にもいただいたご意見について検討していただきましたので、ご説明をお願いいたします。

(2) 前回結果のフィードバックについて【資料②】

事務局

(前回の意見に対する考え方、回答ついて、資料②・当日配付資料②-1 ~②-3 に基づき説明)

- (3) 計画(基本目標と基本方針)の具体的内容について
- ①地域福祉の充実【資料③-1・3-2】

事務局

(地域福祉に関する現状及び課題と方向性について、資料③-1・③-2 に基づき説明)

委員

自殺死亡率が高いことをどうしたら解決できるか、移住や定住のために は重要であると考えます。

委員長

ここに警察庁の統計が出ていますが、これは宍粟市の数値ですか。

事務局

宍栗市の数値です。自殺者数は1年間に10人前後で、市で分析をするのが困難な状況ですが、警察庁の統計は5年間の数を足したものを分析してホームページ等に公表されているものを提供していただいています。警察庁の調査結果では自殺された原因としては、健康問題、家庭問題、経済問題となっています。1つだけではなく、3つそれぞれに当てはまる方もいますし、それ以外の問題の方もおられ、自殺は複雑に原因が絡み合っており、心の病だけ対応すればいいというわけではありません。

副委員長

ここに書いてある自殺対策連絡協議会は、既存の協議会ですか。それと も新たに設置されようとしている協議会ですか。

事務局

既存の協議会になります。

副委員長

定期的に開催されているのですか。

事務局

計画策定時は回数が多い年もありますが、例年は年2回開催しています。

委員

「まちづくり指標」の上段の「ボランティア活動実施人数」は、年度初めに出されている社会福祉協議会の事業報告の数値ということですが、目標値設定の考え方に「1年あたり20人増加」について、高齢化で辞める方も多い中、どのように増やすのか、考えがあれば教えてください。今後、どのようなボランティア活動が必要かという考えと、増やすために講座や教室などを検討されていれば、教えていただきたいと思います。

事務局

目標値設定の「1年あたり20人増加」を目標とする根拠は、前期基本計画の設定から引き継いでいます。どのように増やすかですが、ボランティア、地域福祉活動などは、社会福祉協議会のお力を借りて実施しているところが大きく、市としてボランティア団体に関わったり、人数を増やしていく点については、実働できていない部分が大きいと感じています。今後は社会福祉協議会にお任せするだけでなく、どういうボランティア団体があるかなど、啓発・情報提供をしながら掘り起こしができればと思います。自分たちが役に立てるボランティアがあれば関わっていきたいと思っている方もたくさんおられ、できることから少しずつということで、市とし

委員

機会があれば、市役所職員の方も含めて声をかけていただければと思います。

ては情報提供に力を入れていきたいと考えています。

委員

ボランティアが高齢化していると言われています。確かに忙しい年代の方は大変ですが、ボランティア活動を通して福祉の目などを養える機会になると思います。ボランティアというと大変で、特別な人がしているという感覚があって、半日とか1日つぶれると思っている人も多いようです。市と社会福祉協議会が協力して、若い人が短時間でできて興味が持てるメニューを考えて、具体的内容をし一たん通信や広報でPRしていただければと思います。ボランティア人口を増やすことが、住民の福祉に対する考えや、自分も関わって良くしようという気持ちを育てる機会になると思います。

事務局

市ではファミリーサポートセンターということで、働くお母さんや土日に用事がある方の子どもを、短時間でも預かっていただける方の募集もしています。長期間縛られるのではなく、気軽に関わることができるような、ボランティアにどんなものがあるかも含めて情報提供や啓発に努めていきたいと思います。

# 委員長

今の議論は、市としての役割は情報提供がまずあるということです。その情報は、1つはボランティアの助けを必要としている人が、どんなニーズがあるかということ。活動に参加する意欲はあっても、どこに行けば、どういうことがあって、どう紹介されるかが具体的に見えないと、なかなか一歩が踏み出せないと思います。そういう仕組みは、行政だけでできるものではありません。民間の各種団体と協力して構築していくものですが、宍栗市には具体的にどういう仕組みや組織があるのでしょうか。

### 事務局

実際のところ、行政の中にはそういったものはありません。今、ボランティアセンターを社会福祉協議会にお願いし、そのほとんどを担っていただいています。連携は取っていますが、どういった形でニーズの把握や情報提供していくのがいいか、行政と社会福祉協議会がしっかり連携して協議していきたいと思います。今の時点では、こういうことができますということは申し上げられませんが、しっかりと深めていきたいと思います。

### 委員長

誤解しないでいただきたいのは、行政に全部やれというわけではないです。むしろ、行政がやらなくても動く仕組みがあった方が理想的だと思います。そのときに行政がどういうバックアップができるのかということが、行政の課題として明確になってないといけないと思います。関係者とのコミュニケーションや情報共有が進まないといけないと思うので、そういう仕組みがあって初めて個々の問題の解決につながると思いました。

この書類の中で、それぞれ役割が違うものが、どういう組織をつくって、 自分たちの役割を果たしているのかが見えないと思います。そして、お互 いにどういう課題があるかを共有できる仕組みがあるといいと思います。 これは福祉分野全般でも、それ以外のところでも、そういう仕組みがある 所はうまくいくのではないかと想像しています。今の説明ですと、現状や 課題のところをもう少し明確に書く必要があるのではないかと思います。

# ②高齢者福祉の充実【資料④】

#### 事務局

(高齢者福祉に関する現状及び課題と方向性について、資料④に基づき 説明)

### 副委員長

高齢者福祉は高齢者が健康を維持していくとか、安心・安全に暮らせる 環境づくりをすることが中心になりますが、高齢者の経験なり、持ってお られる知識や技術をうまく活用できるような施策が少ないように感じま す。資料4の中に、「高齢者がいつまでも生き生きと暮らせるよう、生きが いづくりや社会参加を促進する」とありますが、社会への貢献、参加とい った高齢者の力を社会に与えてもらうという、積極的な機会なり場をつくる施策が必要なのではないでしょうか。具体的な事例として「高齢者の学びの場の提供」が挙げられていますが、高齢者が学ぶとともに、若い人たちが高齢者の知識や技術を学ぶ場所の充実といった、高齢者の力を前向きに活用していく施策があってもいいのではないかと思いました。

委員長

今のご意見は、前回議論した「生涯現役社会」につながると思います。 高齢者が活躍する機会があれば健康が維持できるという側面は、高齢者福祉とは別の切り口になるかもしれません。

事務局

第4回委員会の中でも生涯活躍というご意見が出たと思います。第4回委員会のご意見に対する回答にあるとおり、高齢者だけでなく皆さんが生涯活躍できることをめざしていくことを、基本構想の中で謳う検討を始めています。個別施策についても福祉だけでなく、例えば働くというところは商工の分野でも出てきますし、教育でも高齢者がその知見等を活かして子どもたちにいろいろなことを教えるなど、いろいろな分野での活用が出てきます。第4回委員会でも指摘をいただきましたが、全体を見渡して、その視点が少ないというご意見だと思いますので、商工等の分野も含めて議論しつつ、福祉分野で活かせるところは活かすといった、具体的な記載を考えたいと思います。

委員長

最初に人材不足が課題という説明がありました。例えば生活支援コーディネーター、認知症地域支援専門員、訪問看護師、介護支援専門員など、スペシャリストがいます。そういった人たちは、十分な人数がいるのかという指標が挙がっていないことに疑問を持ちました。認知症サポーター登録者は挙がっていますが、それ以外の人たちも把握されていると思います。それぞれに役割があるはずなので、もっと全体が分かる形で示すことができないでしょうか。

委員

ここでは人数的なところや、どんな専門的な職種があるかは出てきませんので、今どのくらいの人数で、今後どうするのか、必要な人数はどのくらいかも整理していただくと、より分かりやすくなると思います。

事務局

細かいところまで網羅しているわけではありませんが、「介護人材の確保・育成」の介護人材については、介護の現場、介護事業所などの人材不足や今後の見通しに関して介護保険事業計画の中で把握し、分析しています。第8期介護保険事業計画においても人材不足を解決しないと、介護事

業所の整備の議論にもならないのが現状ですので、人材については事業と して力を入れて取り組んでいるところです。

委員長

人材を増やすことについて、行政支援は具体的な事業としてありますか。

事務局

宍粟市にはわくわ~くステーションという無料職業紹介所があり、県下で公的な団体で無料職業紹介を実施しているのは宍粟市だけです。ここを利用して介護人材に特化してマッチングし、その後も継続できる支援を行うという委託事業を行っていく予定です。

委員長

それ以外にも、資格が必要なものがあると思います。そういう専門的な人が必要な人数確保されているのか、不足があれば、どのように確保されるのか、訪問看護師については病院との関係もあると思います。そういうトータルな地域包括ケアが、宍粟市においてどのくらい進んでいるのかという全体像を把握することは可能ですか。

事務局

人材確保についての補足をします。介護施設で働かれる際に介護福祉初任者研修、実務者研修、資格等が必要な場合、資格取得に要した経費の一部を助成する制度があり、毎年14~15人前後が取得されています。また、生活支援コーディネーターについても、播磨科学公園都市圏域の定住自立圏構想の事業として実施しており、昨年度は2回開催され、5人の生活支援サポーターを養成しています。訪問看護師については、各医療機関との調整等が必要で、人数的に足りているか等は把握していません。

委員長

市民としては自分の老後を支えてくれる人たちが十分なのかという全体像が気になると思います。説明を聞いていると施設はあっても人がいないと機能しないということで、専門的な資格を持った人が何人位いて、それが宍粟市のニーズを満たしているのか、どこに不足があって、どこがネックになっているかを把握できる仕組みが必要ではないかと思います。

事務局

宍粟市の中で地域包括ケアがどの程度充実しているか、ひと目で分かれば一番いいのですが、地域包括ケアをひと目で分かるように表現するのはとても難しいです。地域の中で、みんなが健康で生きがいを持って生活を送り続けることができるということは、1つの指標では示せないため、いろいろな指標を基に判断するしかないというのが実情です。

委員長

私が言いたいのは、今あるまちづくりの指標は、例えば人の面で「認知

症サポーター登録者」が挙がっていますが、ほかにもいろいろな人が関わってくると思うので、もし既に採られているデータがあれば、重要なところを整理して挙げるといいのではないかということです。

委員

③-3に「介護保険施設の整備推進」とありますが、「めざすまちの姿」は、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、心身共に健康で……」となっており、なるべく施設に入るのを遅らせるためにどうしたらいいかということが書かれています。施設に入った人については介護保険の計画の中で、施設のことや必要なベッド数等が書かれていると思うので、地域でなるべく長い間暮らせるための専門職等の数値は、入所施設と切り離した方がいいのではないでしょうか。その辺の線引きをして、ここでは地域で長く暮らすための専門職ということで、ここに書かれているような方たちがどのくらい必要なのか数値で示されると、分かりやすいと思います。

また、②-4の一番右の具体的な例示にある「地域見守り会議の機能充実」「地域カルテの作成」について、「地域見守り会議」はどんなメンバーですか。機能充実をするということは、もう既に実施されているのですか。

事務局

「地域見守り会議」は、地域包括支援センターの職員と社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが一緒に地域に出て、地域のいろいろな情報を交換・共有する会議です。また、地域の課題、地域の長所、困り事等を出し合って、地域カルテとして把握しています。

委員

分かりました。多分それで作られたのだと思うのですが、地域のお宝マップを作られていて大変いい内容だと思いました。具体的な事業の例示に そういうことも書くといいのではないかと思いました。

③障がい福祉の充実【資料⑤-1・⑤-2】

事務局

(障がい福祉に関する現状及び課題と方向性について、資料⑤-1・⑤-2 に基づき説明)

副委員長

まちづくり指標のグループホームの利用者数の増加をめざすということ にどういう意味があるのですか。また、登録手話通訳者の有資格者数を増 やすとありますが、障がい者のお世話に関連する福祉資格がたくさんある 中で、あえて手話通訳者だけをここに挙げている意味は何かあるのですか。

事務局

グループホーム利用者数について、国でも市でも地域移行ということが 言われています。介護者が高齢化してくるので、地域への移行を進めるた めグループホームを設置してほしいという要望もあり、目標に挙げています。

副委員長

障がい者の方々のグループホームですか。

事務局

そうです。世話人がいて、形態としてはアパートを使う場合や一軒家を使う場合もありますが、県の事業所の指定では最低4人が定員の基準となっています。現在、宍粟市では4つのグループホームで45名の定員を持っているので、これを増やしていきたいと考えています。

副委員長

器を増やすのではなく、利用者を増やしていくということですか。

事務局

現在、定員 45 名中 41 名の利用となっています。介護者が高齢化していく中で、お子さんのことを心配しているので、1事業所の定員 5 人位と想定して増やしていきたいと考えています。

委員長

家族の介護が限界に来ているので、それに代わる受け皿の1つとしてグループホームを充実していくということですか。

事務局

そうです。登録手話通訳者の有資格者数については、手話施策推進方針アクションプランの中で、有資格化という目標を掲げています。現在登録されている15名位の方の有資格化を進めていきたいということです。利用者が医療機関を使う場合に、正確な情報を伝えなければいけないので、資格を重要視しています。全体の人数を増やすことにも努めていきますが、特に有資格者ということでここには挙げています。その他の人材については、介護と一緒ですが、事業所のアンケートなどでは人材が不足しているという話も聞きます。これも進めていきたいとは考えていますが、指標には挙げていません。

副委員長

特にニーズが高いと考えているのですか。

事務局

事業所のアンケートなどでは、相談支援事業所や家に訪問するヘルパー、 居宅介護では人材が不足していると聞きます。そもそも事業所が少ないこ ともあり、今すぐにとはいきませんが、確保に努めていきたいと思います。

委員長

指標は必ずしも多ければいいということではありません。宍粟市として 何が重要で、特にこれを重点的に考えているという説明があると分かりや すいと思います。福祉の個別計画を見れば詳しいものがあると思われます ので、総合計画では、特に重要なものを挙げることとなると思いますが、 理由をつけて説明することが必要です。あらためて指標の設定理由につい ては整理いただきたいです。

委員

統計等数値を見ると、身体障害者手帳所持者は平成30年と令和元年を比べると減っていますが、療育手帳や精神障害者手帳を持っている方は増えています。知的障がいや精神障がいの方たちをどのように支援していくのかを書いた方がよいのではないかと思いました。

委員

まちづくり指標は見直しされると思いますが、聴覚障がい者への支援として手話が挙げられています。視覚障がいの方の支援には、朱書きで外出支援を加えていただきました。ガイドへルプサービス事業があり、聴覚障がいの方には意思疎通派遣事業というのがあります。手話言語条例の施策も進んでいます。定期的に会議を持って、いろいろなサービスを展開していますが、視覚障がいの方の外出はガイドへルプサービス事業で全てサポートできるところまではいっていません。視覚障がいの方が外出に苦労されていることも聞いています。社会福祉協議会では講座や教室を設けて、ボランティア活動で対応していますが、市の制度として何か行ってほしいと考えています。どのようなニーズがあり、どのようにガイドへルプサービス事業を利用されていて、これくらい必要だということを載せていただけたらと思います。

事務局

ガイドヘルプサービス事業が利用しづらいという意見をいただいています。指標に挙げるかどうかはこの場では決められませんが、そういうことも踏まえて検討したいと思います。

# ④社会保障の充実【資料⑥】

事務局

(社会保障の中の福祉医療と国民健康保険、介護保険と生活保護に関する現状及び課題と方向性について、資料⑥に基づき説明)

委員長

「③介護保険制度」について、③-1 に「適正な運営」と「国の動向やニーズに対応した制度設計」とあります。宍粟市独自で制度設計が全部できるとは思えないのですが、どの程度のことができるのですか。

事務局

介護保険制度は、3年をスパンとして介護保険事業計画を策定しており、 その中で必要なサービス量、例えば通いの場、認知症施策、生活支援など の指標を載せています。これだけ示さないといけないと国が言っている部 分を基本に、市オリジナルの指標も立てています。

委員長

「制度設計」という表現が理解できなかったのですが、大枠は国の制度 として運用し、どんなサービスをどれだけ提供するという具体的なところ は、地域の実情に応じ市町村単位で決めることができるという意味ですか。

事務局

「国の動向やニーズに対応した制度設計」という表現は分かりにくいと ころがあるので、検討したいと思います。

委員長

個別の介護計画の策定とか実施という意味ですか。

事務局

そうです。

委員長

「④生活保護制度」の2つ目に「学習支援ボランティア」とありますが、 生活に困窮することが、子どもの学習機会の喪失になり、さらに生活困窮 になるという、負のスパイラルがあるという前提で書かれているのですか。

事務局

はい。子どもの貧困対策には、学習・教育の機会の確保、経済的な支援など、いろいろな支援のあり方がありますが、ここに書いているのは、国が示す生活困窮者自立支援事業の中にある「学習支援」という項目です。本当に支援を要する子どもたちへの学習支援ができればいいのですが、家の中まで入り込むとか、要支援の子どもたちだけを対象にした教育の場を確保することは難しい状況のため、できるだけそういう子どもたちを掘り起こして学習の場につなげていこうと、現在、長期休業中に小学校区ごとで「がんばり教室」という学習の場の提供をしています。一番の目的は、貧困の連鎖を断ち切るための教育の場の確保です。

委員長

「小学校区」とありますが、小・中・高全てカバーされているのですか。

事務局

今のところは小学校がメインです。

委員長

長期的には中・高校生までカバーする方向性ですか。それとも、小学生 止まりですか。

事務局

生活保護やひとり親家庭の子の高校・大学への進学を後押しできるところまで考えていますが、そこまでの制度設計ができていません。できるこ

とからということで、小学生対象に実施しています。

### 委員長

国は、経済的な面での支援として高等教育無償化の制度を始めました。 しかし、学ぼうという意欲、意識付けとか、学んだことによる達成感がな いと学び続けられません。経済的な支援だけではなく、学びの支援をどう つくっていくかというところも大切だと思います。

次に、「生活困窮者等へのワンストップ型支援」の窓口は、「宍粟わくわ ~くステーション」ということですが、ワンストップと言うからには、仕 事の紹介だけではなく、悩み事相談や自殺者の減少など、いろいろな側面 を持っていると思います。そういう意味での相談員は何人位いるのですか。 また、十分に相談のニーズを満たしていますか。

### 事務局

ここへ相談に来た人の状況を把握するのですが、仕事を探しに来た方でも、引きこもりの状態や長期離職の状況で、すぐに求職活動に結び付かない方がいらっしゃいます。その方々を支援する相談員は、社会福祉課直営が4人と、「宍粟市わくわ~くステーション」の委託業者から3人程度の職員を派遣していただいて、連携をとりながら求職活動ができるまでの支援をしています。例えば、精神障がいがある方、引きこもりの状態であった方などは、北庁舎の4階の事務所へ通って、コミュニケーションの訓練等を行い、少しずつ求職活動へつなげています。そういう取組は自殺対策という点でも、意味があるのではないかと思っています。

生活困窮者自立支援事業という国の制度の中の「就労準備支援事業」では、引きこもり、精神障がい等で就職活動がすぐにできない方の準備を行う支援事業として令和元年度に就労準備支援を行った方が6人、そのうち就労支援に移行した方が1人でした。また、就労支援をした方は48人、うち就職された方は34人でした。また、失業・借金などで問題を抱えている方が家計状況を適切に管理できないために、生活が困窮されているという方を対象に、家計改善に係るプランを作成し、収支バランスを図っていく、家計改善支援事業のメニューもありますが、令和元年度は3件でした。

# 委員長

「包括的支援」の意味が分かりました。予定した時刻になりましたので、本日の協議は終わりたいと思います。重ねて申し上げますが、お気付きの点等ありましたら、文書等で事務局まで出していただければフィードバックされると思います。

### ■その他

# 事務局

(1) 第6回宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会の開催日について

日時:令和2年9月29日(火)14時00分~16時00分

場所: 宍粟市役所 401·402·403 会議室

# ■閉会

# 副委員長

活発に議論いただき、ありがとうございました。今日のテーマは、皆さんにとって身近な福祉と社会保障でしたが、身近なテーマの割には制度がたくさんあり、複雑で1回で理解するのは難しいと思います。そういう意味でも関心があるテーマだからこそ、分かりやすい広報が大切です。福祉や社会保障は、一人一人の状況、事情が違うので、手間や人手はかかるけれども、向き合って丁寧に行政を進めていただく必要があると思います。そういった感想を閉会の言葉とさせていただきます。お疲れ様でした。